令和７年度　　尾道市立三成小学校　生徒指導規程

尾道市立三成小学校

《 尾道市立三成小学校 学校教育目標 》

自ら学び　共に伸び続ける　三成っ子の育成
～　未来を拓く　今の自分に　プラス１　～

《 めざす子供像 》

・自立的に学ぶ子
・人と誠実に関わる子
・最後までやり続ける子

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第２章　学校生活に関すること

（生活の基本）

第２条　基本的な生活習慣を身に付ける。【三成小　三つの宝　あいさつ・掃除・時間を守る】

（１）話す人の方を向き、目を見て、考えながら聞く。
（２）校内外で出会った人には、進んで挨拶をする。
（３）廊下や階段は右側を歩く。（教室移動はクラスごとで並び、黙って移動する。）
（４）言葉遣いは正しくする。（「はいっ」と大きな返事、優しい言葉遣い、相手やその場にあった敬語）
（５）集合する時は、無言ではやく集まり、縦横の列を揃えて並ぶ。
（６）みんなのものは大切に扱い、後片付けをきちんとする。（ボール、長縄、一輪車、特別教室、体育館の使用等）
（７）身なりを整える。（制服、名札、制帽、体操服、赤白帽子、マスク等）
（８）チャイムで授業開始できるよう、時間を守り、考えて行動する。

（服装）
第３条　身だしなみを整え、気持ちよく学校生活を送ることができるようにする。
（１）服装は、標準服を基本とし、着用することとする。

（通年）
紺色半ズボンまたは紺色ひだスカート、白色ポロシャツ、白色または黒色の無地のソックス（くるぶしより長いもの・ルーズソックスは不可・儀式や発表会では白色のみ）を着用する。と下校には、白色靴に規定の帽子を着用する。

※紺色スモックについては、特別な指示がない限り、気候や体調に合わせて着用する。
（季節は問わない。）
※学校行事等では服装をそろえるため、その季節に合わせた標準服を着用することとする。
※スカートの肩紐はきちんと肩にかける。

（寒い時期　１２月～２月）
※スモックの下に黒・紺のベストやセーター着用可。
ただし、スモックを脱ぐ時は、ベストやセーターも脱ぎ、ポロシャツに名札を付け替える。
※体調不良の時は、担任に連絡し、黒または紺の長ズボンの着用可。（ジーパン、タイツ、スパッツ、レギンスは不可）
※体調と気温に応じて、黒または紺の長ズボン、防寒着、手袋、マフラー、ネックウォーマー（登下校中のみの着用。ベンチコート等長い丈のものは不可）の着用可。
ただし、体育の時には、ハーフパンツに履き替える。

（２）名札はスモックもしくはポロシャツの左胸の位置に着ける。
（３）スカートの長さは、ひざがかくれる程度とする。
（４）体育朝会や体育の授業が終わったら、体操服を制服に着替える。
（大休憩、昼休憩、６校時終了後）
（５）給食エプロン、給食帽子、マスクを着用して、給食準備をする。
（６）髪は目にかからない長さにし、学習の邪魔にならないようにする。肩についたらゴムで１つか２つにくくる。くくるゴムや髪留めは、黒・紺・茶色のものにする。シュシュは不可。
（７）頭髪は、染めたりパーマをかけたりしてはいけない。整髪剤もつけてはいけない。違反がある場合は、その場で直させ、その場で直せない違反については、定められた期日までに改善を図る。
（８）制服、体操服、帽子は、下記の商店で注文・購入する。

清水呉服店	尾道市美ノ郷町本郷1399-2	0848(48)0304

（登下校）
第４条　交通ルールやマナーを守り、安全に十分留意する。
（１）午前８時２０分までに登校班で並んで、歩いて登校する。特別な事情等については、教育的配慮をもとに保護者と協議して決める。
（２）欠席や遅刻をする場合、必ず午前８時２０分までに学校へ連絡をする。
２日連続して遅刻、週に２回以上遅刻した場合は、保護者に連絡し改善を図る。
（３）通学路を渡り、安全に登下校する。
（４）登校後、許可なく学校外へ出た場合、保護者に連絡し、状況によっては警察に連絡し、捜索・保護する。
（５）最終下校時刻は、１６時００分とする。
毎学期始めと終わりには、登校班で並んで一斉下校を行う。

（６）災害発生時の対応は次の通りとする。
・午前６時の段階で各警報が発表されていた場合は、臨時休業とする。
・それ以外の場合は学校から送信する一斉連絡メールを確認する。
・下校の際は、必ず保護者に児童を引き渡す。

（持ち物）
第５条　必要最低限の持ち物で、落ち着いて学校生活を送ることができるようにする。
（１）持ち物にはすべて、名前を書く。
（２）連絡帳を確かめ、学用品は前日に準備し、忘れ物のないようにする。
（３）服装を整え、名札、ハンカチ、ティッシュペーパーを忘れずに準備する。
（４）置き傘を準備し、学校に置いておく。
（５）週末には、室内用シューズ、給食エプロン、給食帽子、マスク、体操服や歯磨きセットを持って帰り、きれいに洗濯したり消毒したりする。
（６）鉛筆は２Bを使う。シャープペンシルは持ってきてはいけない。
（７）消しゴムは白色でにおいなど遊び要素がないものを使う。
（８）文房具はできる限り無地のものを使う。
（９）筆箱は構造が簡単で丈夫なものを使う。1～３年生は箱型を使う。
（10）ボールペンや蛍光ペンは持ってきてはいけない。
（11）かばんはランドセルを使う。
（12）補助かばんとして、布製の手提げ袋を準備する。
（13）学校に不要な物やお金は持ってきてはいけない。不要物を学校に持って来た場合には、学校で預かり、連絡後保護者に返却する。
（14）携帯電話、スマートフォン、腕時計は持ってきてはいけない。無許可で校内に持ち込んだ場合は、学校で預かり指導した後、保護者に返却する。
（15）携帯用カイロは持ってきてもよいが、ポケットの中から出してはいけない。
（16）学校におやつを持ってきて、食べたり飲んだりしてはいけない。
（17）学校で貸し出しているタブレットは学習に必要なこと以外では使用してはいけない。

（健康・安全）
第６条　健康や安全に気をつけ、自立した生活を送ることができるようにする。
（１）体調が良くないまま登校してくる場合、必ず先生に連絡する。
（２）給食後は歯みがきをする（歯みがき粉はつけない）。
（３）学校でけがをしたり、体調が悪くなったりしたら、保健室の養護の先生に看てもらう。
（４）体調が悪くて早退する場合、保護者に迎えに来てもらう。
（５）生水（水道水）を飲まないために、お茶を入れた水筒を持ってくる。
（６）汗をかく季節や汗をかく活動がある場合、タオルや着替えを持ってくる。
（７）健康診断で見つかった病気は、早めに治療する。
（８）伝染病にかかった場合は、「出席停止」となる。（診断書については、医師の任意となるため、必ずしも提出の必要はない。）
（９）日本スポーツ振興センター加入により、学校管理下において児童が負傷し医療費が5000円以上（保護者負担１５００円以上）かかった場合、給付金が受けられる。

第３章　家庭生活に関すること

（家庭生活）

第７条　家庭生活において基本的な生活習慣の確立を念頭におき、健康で安全な生活習慣を大切にする。

（１）学校からの課題等、家庭学習を毎日集中して行う習慣を身に付ける。

（２）自転車安全教室は、３年生で行う。交通ルールを守って自転車に乗る。

（３）１、２年生は、道路では自転車に乗ってはいけない。

（４）帰宅後、学校に来て活動する場合、学校にいるときと同じようにルールを守る。

（５）子どもだけで校区外に出てはいけない。

（６）友達の家に行った時は、マナーを考えた行動をし、その家のきまりを守る。

（７）ゲームセンターや大型店に子どもだけで行ってはいけない。

（８）お金やゲーム、本、文房具、カード等の貸し借りや交換、おごりなどをしてはいけない。

（９）危険な玩具や場所で遊ばないようにする。（エアガン、工事現場、魚つりなど）

（10）出かけるときは行き先、帰る時刻、誰と行くかを必ず家族に伝え、帰宅時刻を守る。
（４月～９月は１８時、１０月～３月は１７時までに家に着く）

（11）不審な人に声をかけられたり、こわいなと感じたりしたときは、大声で助けを求め、逃げる。
そのことを必ず保護者に伝えて、警察と学校に知らせる。

（12）知らない人からの電話には応じないようにし、個人情報をもらさないようにする。

（13）テレビやゲーム、インターネットやSNS等の使い方について家庭で話し合い、ルールを決める。

第４章　特別な指導に関すること

（問題行動への特別な指導）

第８条　次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

（１）法令、法規に違反する行為（喫煙・万引き・夜間徘徊・暴力行為・器物破損等）

（２）本校の学校のきまり等に違反する行為【服装、頭髪の違反、授業妨害（授業を進行する妨げとなる言動）・エスケープ（授業する場所から抜け出す行為）、授業を妨害する行為（暴力・暴言・過度な私語・立ち歩き等）等】

（３）指導に従わない等の指導無視及び暴言等

（４）その他、学校が教育上必要であると判断した場合

（反省指導）

第９条　特別な指導のうち、反省指導は次の通りとする。原則として学校での反省とする。

（１）別室での反省（説諭、反省文等）

（２）面接指導（継続した状況把握）

（別室指導の流れ）

第１０条　別室指導の流れは以下の通りとする。

（１）登下校については、保護者が送り迎えをする。

（２）登校後すぐに別室において、１日の学習計画を提示する。

（３）学習は、生徒指導主事または空き時間の教諭が担当する。

（４）１日の学習後、振り返りをさせ、下校させる。

（５）１日の様子を保護者に連絡する。

（６）別室指導を落ち着いて受け反省の様子が見られたら、今後の対応について協議する。

（７）問題行動の程度や繰り返し等により別室指導の期間を変更することがある。

（附則）この生徒指導規程は、平成２５年４月１日から施行する。

平成２７年	４月	１日	章立て、内容を全面見直して施行
平成３０年	４月	２日	内容を一部見直して施行
平成３１年	４月	４日	内容を一部見直して施行
令和　２年	４月	３日	内容を一部見直して施行
令和　３年	４月	２日	内容を一部見直して施行
令和　４年	４月	１日	内容を一部見直して施行
令和　４年	１０月	３日	内容を一部見直して施行
令和　５年	４月	３日	内容を一部見直して施行
令和　６年	４月	１日	内容を一部見直して施行
令和　７年	４月	１日	内容を一部見直して施行
令和　７年	６月	３日	内容を一部見直して施行